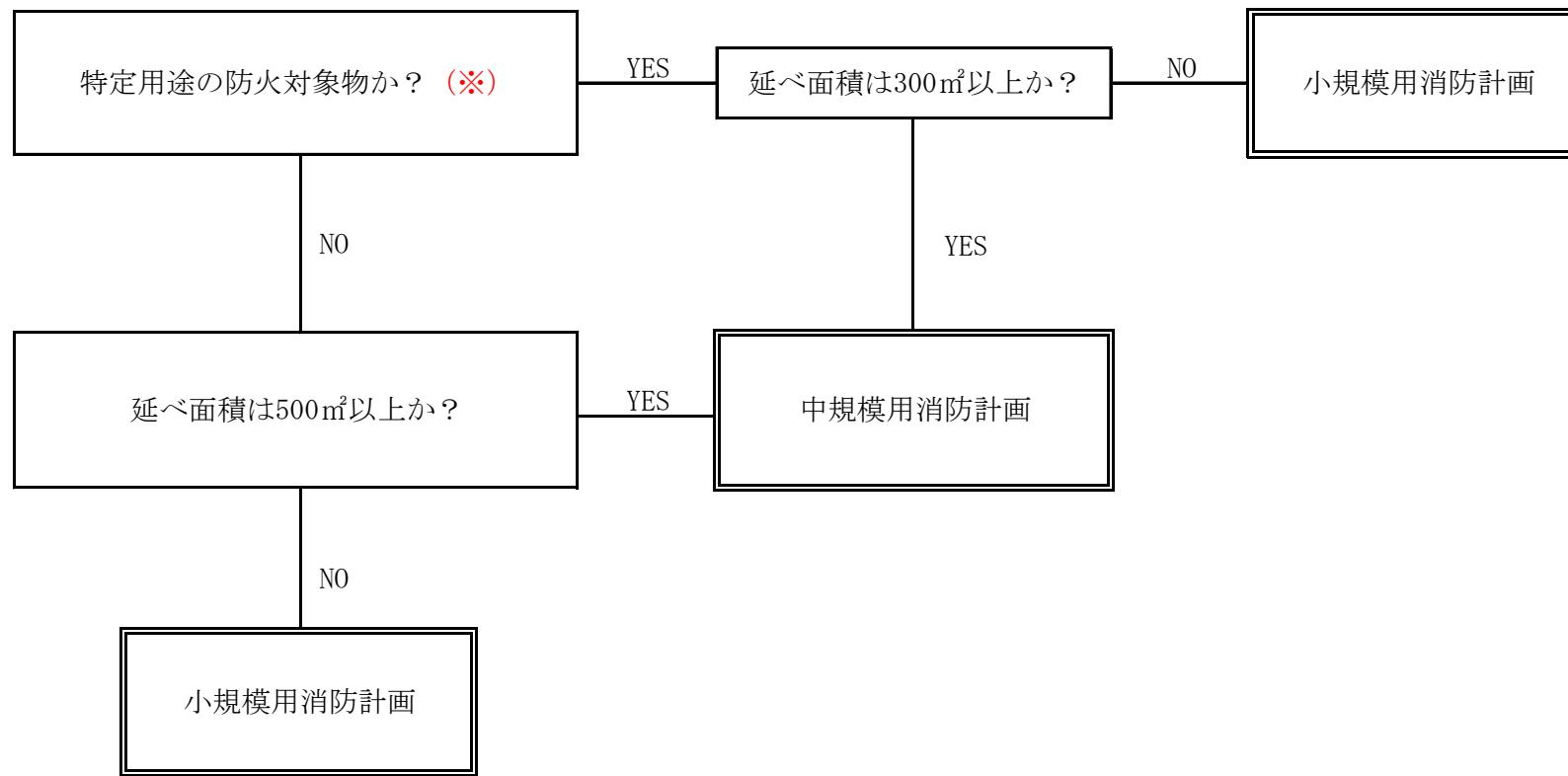


消防計画作成フローチャート



備考

(※) 特定用途の防火対象物とは、令別表第1に掲げる防火対象物のうち(1)から(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イに掲げる防火対象物を指します。

11階以上で1万m²以上、5階以上10階以下2万m²以上、4階以下5万m²以上、地下街で1千m²以上の場合は防災管理義務対象物となりますのでお問い合わせください。